7. 法科大学院(総合法制専攻)

法科大学院(総合	法制専攻) の教	育目	目的	と#	寺徴	•	•	•	7	- 2
分析項目ごとの水	〈準の判断		•	• •	•	• •	•	•	•	7	- 3
分析項目	教育の実	施体制		• •	•	• •	•	•	•	7	- 3
分析項目	教育内容		•		•	• •	•	•	•	7	- 7
分析項目	教育方法		•		•	• •	•	•	•	7	- 12
分析項目	学業の成:	果・	•		•	• •	•	•	•	7	- 17
分析項目	進路・就	職の状	況	•	•	• •	•	•	•	7	- 21
質の向上度の判除	f		•		•		•	•		7	- 22

法科大学院(総合法制専攻)の教育目的と特徴

1 . [教育目的]

本学の中期目標が「高度専門職業人の養成」を掲げたことに対応して、本法科大学院は法学理論と法実務の両面に関する「優れた法曹」を養成することを基本的な教育目的として掲げる。一口に法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士は、それぞれに異なった役割を担っており、「優れた法曹」の内容も多様でありうるが、本法科大学院の考える「優れた法曹」とは、それらすべての職種について共通して求められる、以下の から の能力・資質を備えたものを指している。すなわち、 現行法体系全体の構造を正確に理解する、冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する、 具体的なら、冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する、 具体的な同じて広い視野から多様な視点を設定して考察する、 緻密で的確な論理展開をする、 他人とのコミュニケーションをするための高い能力(理解力・表現力・説得力)をもつ、知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している、といった能力と資質を備えているものである。本法科大学院は、このような人材の養成を目指している。この基本的な目的を実現するために、本法科大学院は、以下の具体的な目的を立てている。

- (1) 教育実施体制面では、法学理論と法実務との架橋を実現するために、経験豊富な実務 家教員を配置する。また同時に、本学の中期目標が、教育実施体制面での目標に「男 女共同参画社会形成への貢献」を掲げたことに対応して、男女共同参画社会の実現に 向けて、女性教員比率の向上にも努める。
- (2) 教育内容・方法面では、2ないし3年間の教育課程において、法学理論と法実務の両面において優れた法曹を養成しうる教育内容と教育方法を整えるために、全ての法律基本科目と多くの実務基礎科目を必修として「優れた法曹」の養成に適切なカリキュラムを編成し、また、本学の中期目標が「少人数教育」を教育の基本方針として掲げたことに対応して、積極的に少人数・対話型双方向授業を取り入れる。
- (3) 成果面では、就学者に対して厳格な成績評価に基づく進級制を採用することにより、 十分な資質を備えた法曹のみを輩出し、法曹三者を中心とした関係者の期待に応える。 進級制の運用に際しては、本学の中期目標が特に強調している「厳格で公正な成績評 価」を保障する体制を整備する。

2 . 「特徴]

本法科大学院は、法学研究科内の一専攻(総合法制専攻)であると同時に、実務法曹や企業法務で活躍する高度専門職業人としての法律実務家の養成を目的として、平成 16 年度に開設された専門職大学院である。

3.「想定する関係者とその期待]

本法科大学院が想定する関係者は、まず、裁判所、検察庁、弁護士会からなる法曹界、さらに、法科大学院教育が理論と実務の架橋を目指す点において、大学をはじめとする研究職にある法律家、とくに法学界、そして在校生・修了生及び一般社会である。

本法科大学院は、上記の関係者から、社会の高度化・複雑化・国際化等を背景に生じる新たな法的諸問題に対して、法理論的素養を基礎に、柔軟で妥当な解決を導くことのできる能力を有し、より良い社会の構築に寄与することのできる人材を輩出することを期待されている。

分析項目ごとの水準の判断

分析項目 教育の実施体制

(1)観点ごとの分析

観点1-1 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本法科大学院(総合法制専攻)は、大学院法学研究科の中の一専攻であるが、他専攻からは区別された独自の学生定員を設けている。また、教員組織は、法科大学院専任教員、法学研究科の他の二専攻に属する兼担教員及び他大学等に所属する兼任教員からなるが、法科大学院専任教員は全員、大学院法学研究科の専任教員としての地位を有する。

1.学生定員と現員

学生定員と現員は平成 19 年 5 月 1 日現在で次の表のとおりである(【資料 1 - 1 - 1】)。 L 1 年次生(法学未修者)が定員を下回るのは、入学者選抜において 100 名の定員のうち、 L 1 年次生 45 名と L 2 年次生 55 名を目途に入学させることとしているためであり、また L 2 年次生が定員を上回っているのは原級留置(留年)者を含むためである。

【資料1-1:学生定員と現員】

定員		現員	(平成 19 年 5 月 1 日現在)
入学定員	100	L1 年次生	47
		L2 年次生	125
		L3 年次生	95
収容定員	300	計	267

(出典:専門職大学院係調べ)

2. 教員組織の構成

教員組織につき、平成 19 年 5 月 1 日現在の教員(講師以上) 57 名、内訳は、専任教員 29 名(他専攻所属専任教員 3 名、みなし専任教員 3 名を含む)、兼担教員(法学研究科他 専攻所属)10 名、兼任教員(外部非常勤講師)18 名である(後掲【資料 1 - 1 - 3 】参照)。 法律基本科目専任教員数、科目群ごとの専任教員数は、次の表のとおりである(【資料 1 - 1 - 2 】)。本法科大学院は、専門職大学院としての教育を担うに相応しい資質を備えた教員を十分に配置している。

【資料1-1-2:専任教員の配置】

		_									
科目		法律基本科目						法律実	基礎	展開・	計
	憲法	行政法	民法	商法	民訴	刑法	刑訴	務基礎	法・隣	先端科	
								科目	接科目	目	
教授	2	1	6	1	1	1	0	9	4	14	39
准教授	0	0	1	1	1	1	1	1	3	3	12
講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	1	7	2	2	2	1	10	7	17	51

(註:法律基本科目の担当教員が、法律実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目を担当することがあるため、合計教員数は延べ人数となり、専任教員数の実数とは一致しない。) (出典:専門職大学院係調べ)

本法科大学院の特徴は、実務家教員を多数配置し、理論と実務の架橋を目指す教育体制を整えている点に存する。実務家教員は、他の法科大学院に比較しても、充実していると自負するところが大きく、専任教員6名(派遣裁判官1名、派遣検察官1名を含む)に加

え、兼任教員においても多数の法曹実務経験者(派遣裁判官1名、派遣検察官1名を含む) を擁している(【資料1-1-3】)。

【資料1-1-3:教員組織の構成、学外兼任教員数】

	教 授	准教授	講師	計	法曹実務 経験者
専任教員	12	8	0	20	0
実務家・専任教員	3	0	0	3	3
専任ではあるが 他専攻の専任教員	2	1	0	3	0
実務家・みなし専任 教員	3	0	0	3	3
兼担教員 (他専攻の教員)	3	6	1	10	
兼任教員(他大学等 の教員等)	0	0	18	18*	

(註*:派遣裁判官1名、派遣検察官1名、その他法曹実務経験者9名を含む)

(出典:専門職大学院係調べ)

また、法学研究科全体として、21世紀 COE「男女共同参画社会の法と政策」を推進する傍ら、法学教育における男女共同参画の実践を行っている。そのなかで、法科大学院の専任教員に占める女性教員の割合は 29 名中 8 名で 28%、兼担教員を加えると 39 名中 12 名で 31%となっており、大学全体の平均値 12%(平成 18 年度、助手を除く)を大きく上回っている。

観点1-2 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

1.ファカルティ・ディベロップメントの体制、内容・方法と実施状況

本法科大学院では、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会が、平成 17 年度に教員授業参観制度を設け、各教員の相互評価を通じて、自己の担当する授業の質的向上を図っている。平成 18 年度は前・後期各 1 回の計 2 回、平成 19 年度は時期を設けず通年にわたり、これを実施した。また、教員評価結果に基づき教育の質の向上、改善に結びつけるため、カリキュラム等委員会、入試委員会、評価委員会、広報委員会を設置している。

【別添資料1:諸委員会等構成・分担】

【 別添資料 2 : 法科大学院 FD・教員授業参観制度 実施要領 】

(出典:専門職大学院係資料)

さらに、FD 委員会のもとで、FD 研修会等への教員の派遣を通じて、少人数・対話型双方向授業の実践例を学び、相互授業参観を通じて、教員間で優れた実践例の共有化を行っている。ファカルティ・ディベロップメントの実施状況は次の表のとおりである(【資料1-2-1】)。

【資料1-2-1:ファカルティ・ディベロップメントの実施状況】

2005(平成 17)年度東北大学法科大学院 FD 記録(学外)						
日付	出張理由	出張先	出張者			

0005 (77 5 47)			1
2005(平成 17) 年 5 月 16 日	司法研修所における法科大	** 一	
' ' ' ' ' ' ' ' '	学院教員研修プログラム	埼玉・司法研修所	f 佐藤隆之先生
(月)			
2005(平成 17)	早稲田大学リーガルクリニ	東京・早稲田大学	植木俊哉先生
年5月21日土)	ック事務所開所記念講演会		
2005(平成 17)	司法研修所における法科大		5 Jamz 45 (I
年 6 月 14 日	学院教員研修プログラム	埼玉・司法研修所	↑ 水野先生
(火)			
2005(平成 17)	民事模擬裁判授業に関する	│ │東京・弁護士会館	32
年 7 月 30 日	シンポジウム	トパス・テレオ A	"
(土)		14 7 7 7 1	
2005(平成 17)	立教大学法科大学院授業参	 東京・立教大学	藤宗先生、成瀬先
年 8 月 3 日 (水)	観	水水 五秋八 1	生、佐藤隆之先生
2005(平成 17)	法科大学院における先進的	│ │京都・京都リサー	
年 9 月 17 日	教育の実践研究セミナー	パーク	~ │ 金谷先生
(土)	教育の美成別元とこう一	// /	
2005(平成 17)	国主		
年 11 月 24 日	同志社大学法科大学院授業	京都・同志社大学	藤宗先生、成瀬先
(木)	参観		生、佐藤隆之先生
2005(平成 17)			***
年 11 月 25 日	大阪大学法科大学院授業参	大阪・大阪大学	藤宗先生、成瀬先
(金)	観		生、佐藤隆之先生
2005(平成 17)			
年 12 月 3 日	シンポジウム「法科大学院	東京・学術総合セ	ジー官澤先生
(土)	における臨床系教育」	ター	
2006(平成 18)	シンポジウム「労働審判制		
年 2 月 18 日	度の導入と労働紛争処理の	京都・京都大学	坂田先生
(土)	将来」		水田九工
2006(平成 18)	カリフォルニア州立大学バ	アメリカ・カリフ	-
年3月1日(水)	ークレー校視察・講演	アスラカーカップ ルニア大学	┛│佐藤裕一先生
· · · ·	法科大学院におけるローヤ	ループスチ	
2006(平成 18) 年3月18日		東京・弁護士会館	3 2 佐藤松 一件件
' ' ' ' ' ' ' ' '	リング科目に関する意見交換の	階 クレオ A	"
(土)	換会 2005 (平式 42) 医磨束状术学	· ·사구쓴면 다음	<u> </u>
	2005(平成 17)年度東北大学法	、科人子院 FD 記録(-
日付	開催内容		開催場所
2005(平成 17)	日米法学教育研究交流(法科	大学院講義「ローヤリー	法科大学院1号棟第5
年 6 月 30 日	ンケ゛B」) Stuart A. Streich		演習室
(木)	- ,		
	平成 19 年度東北大学法科		
日付	出張理由	出張先	出張者
		デューク大学ス	
平成 20 年 2 月	「心理学的法曹実務教育プ	クール・オブ・	
18日(月)~	ログラムの構築」に関する	□ -	金谷吉成講師
23日(土)	資料収集、施設見学	ジョージ・ワシ	田中清久助教
²³ (±)	貝クチールス未、爬設兄子 	ントン大学ロー	
		スクール	
平成 20 年 3 月	第 4 2 回 E D ¬ · 		
8日(土)~9	第13回FDフォーラム	立命館大学	藤田紀子先生
(日)	「大学教育と社会」出席		
· · · /		ı	

平成 20 年 3 月 11 日 (火)~ 12 日 (水)	「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」に関する 懇談・調査	菅原真助教
平成 20 年 3 月 21 日(金)~ 22 日(土)	九州大学専門職大学院コン ソーシアムにて法と心理に 関する調査を行う	駒込希助手
	平成 1 9 年度東北大学法科大学院 FD 記録 (学	•
日付	開催内容	開催場所
平成 19 年 12 月 12 日(水)	「精神疾患の基礎知識」講演会 講師:林みづ穂(仙台市精神保健福祉総合セ ンター・医師)	法科大学院第4講義 室
	「神経症性障害 PTSDと解離(多重人格	
平成 19 年 12	など)」講演会	法科大学院第4講義
月 25 日(火)	講師:二木文明(東北文化学園大学医療福祉	室
	学部・教授)	
平成 20 年 1 月 18 日(金)	「ストレス・マネージメントの方法」講演会 講師:小林愛((財)宮城県精神障害者救護 会国身台病院・臨床心理士)	法科大学院第4講義 室
	「民事訴訟と心理学--法心理学を学ぶにあ	
平成 20 年 2 月	たって」研究会	法科大学院第4講義
22日(金)	菅原郁夫(名古屋大学大学院法学研究科・教授)	室
平成 20 年 2 月	「DV被害者の心理と法」ワークショップ	法科大学院第4講義
27日(金)	村松敦子(半澤・村松法律事務所・弁護士)	室
平成 20 年 3 月 3 日 (月)	「モラル・ハラスメント」ワークショップ 橋本智子(あおば法律事務所(大阪)・弁護 士)	法科大学院第 4 講義 室

(出典:専門職大学院係調べ)

2. 学生による授業評価、大学評価学位授与機構による認証評価(予備評価)

本法科大学院では、開設当初の平成 16 年度より、学生による授業アンケートを、毎セメスター、すべての授業科目で実施している。アンケートの結果については、各教員の授業内容の向上に役立つよう、直接個々の教員に示している。また、集計結果の全体平均を算出し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。

また、第三者機関による評価を受けるために、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価(予備評価)を、平成 18 年度受審し、 2 点の改善点を除き優れた評価を得た。この改善点を含め、平成 20 年度、本評価を受ける予定である。さらに学外有識者からの評価を自己点検・評価に反映させるために、平成 19 年 11 月 5 日に、外部評価を実施した。これらの外部評価の自己評価書と結果は、ホームページを通じて公開されており、教育内容・教育方法の改善にかかる事項につき、該当教員に周知されている。

(認証評価自己評価書:

http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/gaiyou/hyouka/h18jikohyouka.pdf 外部評価結果:http://www.law.tohoku.ac.jp/news/20080125/gaibu-hyouka.pdf)

【別添資料 3 :認証評価(予備評価)結果 p.1】 【別添資料 4 :外部評価(第三者評価)実施概要】

(出典:法学研究科資料)

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

教員構成において、女性比率、研究・教育・実務歴に配慮した上で、経験豊富な実務家教員を多数配置すると同時に、研究者教員と実務家教員との協同による教育を実施できる体制を整えている。また、教員の配置を総合してみると、科目群間のバランス、年齢構成と女性教員比率、授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても、均衡の取れたものであり、教育上必要な教員が置かれているといえる。とりわけ、裁判所・検察庁からの派遣教員をはじめとして、実務経験の豊富な専任及び兼担教員を多数擁し、理論と実務の架橋が図られている(観点1-1)。教育内容、教育方法の改善に向けて、研修制度、教員相互による評価、学生による評価、第三者による評価がそれぞれ反映される制度が整えられ、かつすでに実施されており、さらにこれを実施するための教務の組織化が行われている(観点1-2)。

以上のことを総合すると、「法学理論と法実務との架橋を実現するために、経験豊富な実務家教員を配置し、また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性教員比率の向上に努める」という教育実施体制面での目的に照らして、本法科大学院の教育実施体制は極めて優れたものといえ、関係者の期待する水準を大きく上回るものと判断される。

分析項目 教育内容

(1)観点ごとの分析

観点2-1 教育課程の編成

(観点に係る状況)

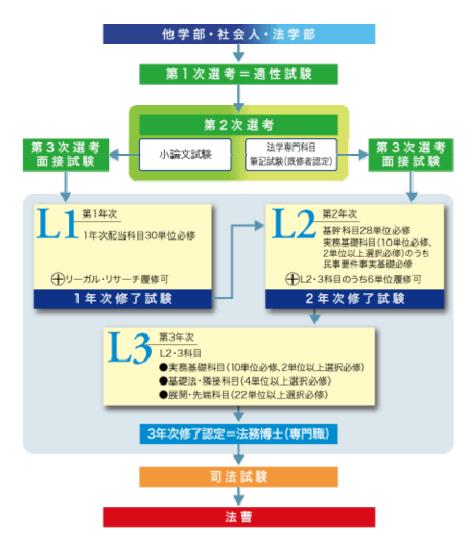
1.教育課程の内容・構成

本法科大学院は、優れた法曹の養成を目的とした独自のカリキュラムを組んでいる。すなわち、2年または3年間で、現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた"優れた法曹"を養成するために、法曹教育に必要な広範な分野を体系的に編成した内容となっている。

カリキュラムの概要

課程修了要件は、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目のうち必修科目8単位及び選択必修科目2単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、展開・先端科目24単位以上の修得及び96単位以上の修得である。カリキュラムの概要は次の表のとおりである(【資料2-1-1)。

【 資料 2 - 1 - 1:カリキュラムの概要】



(出典:平成19年度法科大学院パンフレット)

授業科目の配置、必修・選択科目の配分

授業科目の配置は次の表のとおりである(【資料2-1-2】【別添資料5:開講科目一覧・授業担当者・履修者数】)。

【資料2-1-2:授業科目の配置】

修了要件:各科目群から必要とされる単位の合計 96 単位(法学既修者については合計 66 単位)

L1 科目(30 単位必修,リーガル・リサーチ2単位履修可)

憲法(4単位)/行政法(2単位)/民法 I(4単位)/民法 II(4単位)/民法 III(4 単位)/刑法(4単位)/商法(4単位)/民事訴訟法(2単位)/刑事訴訟法(2単位)

L2 科目(2年次における最大履修登録単位数は合計 36 単位)

基幹科目(28単位必修):

実務民事法(14 単位)/実務刑事法(8 単位)/実務公法(6 単位)

実務基礎科目,2年次必修:民事要件事実基礎(2単位)

実務基礎科目,基礎法・隣接科目,展開・先端科目(L2・3 科目)から 6 単位まで選択

L2・3 科目(3年次における最大履修登録単位数は合計 44単位)

実務基礎科目(10単位必修、2単位以上選択必修):

法曹倫理(2単位必修)/民事・行政裁判演習(3単位必修)/刑事裁判演習(3単位必修)/民事要件事実基礎(2単位必修)/刑事事実認定論(2単位)/リーガル・リサーチ(2単位 L1、L2配当)/リーガル・クリニック(2単位)/ローヤリング(2単位)/エクスターンシップ(2単位)/模擬裁判(2単位)

基礎法・隣接科目(4単位以上選択必修):

日本法曹史演習 / 西洋法曹史 / 実務法理学 I, II / 実務外国法 I, II / 法と経済学 / 外国法文献研究 I, II, III

展開・先端科目(22単位以上選択必修):

消費者・家族と法/民事特別法/民事法発展演習/医事法/環境法 I*/環境法 II*/金融商品取引法/金融法/経済法理論*/経済法実務*/企業法務演習 I, II/商取引法演習/民事執行・保全法/倒産法*/応用倒産法*/国際民事訴訟法発展/実務労働法 I*、II*/社会保障法/知的財産法 I*、II*/租税法基礎*/刑事実務演習 I、II、III/少年法・刑事政策/国際法発展*/国際法発展演習* 国際人権・刑事法/トランスナショナル情報法/実務国際私法 I*、II*/ジェンダーと法演習/比較憲法発展/リサーチペーパー

* は司法試験選択科目対応科目

(出典:法科大学院学生便覧)

【別添資料5:開講科目一覧・授業担当者・履修者数(平成19年度)】

(出典:専門職大学院係調べ)

本法科大学院では、法学未修者(以下、L1年次という)に対して第1年次科目(公法 (憲法、行政法) 民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)を開講して、1年間で法 学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えることを目的とした教育を行う。

次に、第2年次(以下、L2年次という)には従来の六法の縦割り授業から脱却した視点をもつ基幹科目として民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法、憲法及び行政法を融合した実務公法を開講している。すなわち、伝統的な学問分野・専門科目に細分化せず、民事法・刑事法・公法という大くくりの枠組のなかで、研究者教員のみならず実務家教員を含めて複数の教員が協同して担当しており、裁判実務・会社法務等を常に念頭に置きつつ、実務的及び理論的観点から総合的に学ぶことを通じて、法曹としての基本的な能力を涵養することとしている。

本法科大学院では、2単位につき 15 授業時間を標準とし、各時間の内容と成績評価規準を明記する統一的書式のシラバスを用意している。

【別添資料6:シラバスの例、刑事訴訟法(平成19年度)】

(出典:平成19年度法科大学院講義要綱)

2.授業時間割

本法科大学院は、少人数・対話型双方向授業を基本とするため、クラス授業制を実施しており、1クラスの受講者数は50名を基本としている。授業時間割は、クラス授業制に従って、次の表のとおり編成されており(【別添資料7:授業時間割】)、実際の授業時間割の例として次の表のようなものが考えられる(【資料2-1-3】)。

【別添資料7:授業時間割(平成19年度後期)】

(出典:平成 19 年度法科大学院講義要綱)

【資料2-1-3:授業時間割(例)】

L2年次	月	火	水	木	金	集中 講義
1 8:50~ 10:20	夫務 民事法		夫務 民事法	民事要件 事夫基礎	実務公法	実務外国法 9/10~ 9/14
2 ^{10:30~} 12:00		実務 刑事法	実務公法	実務 刑事法	実務 民事法	
3 13:00~ 14:30						
4 ^{14:40~} _{16:10}						
5 16:20~ 17:50	実務 法理学I		-			
6 18:00~ 19:30						

L3年次	月	火	水	木	金
1 8:50~ 10:20					
2 10:30~ 12:00				租税法 基礎	
3 13:00~ 14:30			刑事裁判 演習		
4 14:40~	経済法 理論	民事·行政 裁判演習	刑事裁判 演習	国際法 発展	社会 保障法
5 16:20~ 17:50			民事法 発展演習	消費者・ 家族と法	ジェンダー と法演習
6 18:00~ 19:30		刑事実務 漢習!			

(出典:平成 19 年度法科大学院パンフレット)

観点2-2 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

1. 法学部以外の出身者、社会人経験者への門戸開放

本法科大学院においては、学生や社会からの要請に対応しうる入学者選抜試験を実施しており、法学部以外の出身者や社会人経験者に門戸を開いており、実際にも次の表のとおり入学者の経歴は多様性を示している(【資料 2 - 2 - 1】)。

【資料2-2-1:他学部・社会人入学生】

区分	平成19年度	平成18年度	平成 1 7 年度
入 学 定 員	100	100	100
入学者数	112 (20)	97 (25)	98 (17)
うち、法学未修者	45 (9)	42 (11)	47 (8)
うち、法学既修者	67 (11)	55 (14)	51 (9)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	47 (7)	49 (6)	35 (6)
うち、他大学出身者	69 (11)	61 (14)	54 (9)
入学定員に占める 入学者数の率	1.12	0.97	0.98
、学者数に占める他学部出 者または社会人経験者の	0.41	0.50	0.35
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.61	0.62	0.55

(出典:専門職大学院係調べ)

他方で、本法科大学院においては、高度な職業専門人の養成という設置の趣旨から、他学部及び他専攻等からの履修は認められていない。また、厳格な進級制度を実効たらしめ、授業の予習・復習の時間を十分に確保するために、L1年次32単位、L2年次36単位、L3年次44単位の履修単位の上限を定めており、単位互換は認めていない。同様に、厳格に少人数・対話型双方向教育を実施するため、科目等履修生の履修は認められない。また、

留学プログラムの整備・実施についても、 2 ないし3年の短期間で高度職業専門人を養成するという法科大学院の制度的制約からして、留学を行う時間的余裕に乏しいため実施していないが、本法科大学院の入学者選抜においては、留学経験を含めた多様な社会的経験につき加点事由としており、学生の国際化を促し、とくに学部教育段階における留学を促進すべく、配慮している。

2.キャリア教育・インターンシップ

キャリア教育・インターンシップについては、専門職大学院の設置趣旨に即して、とくに力をいれているところである。これに属する授業科目は、リーガル・クリニック(模擬法律相談)、ローヤリング(模擬法律相談・交渉演習)、エクスターンシップ(法律事務所研修)、模擬裁判、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習であり、履修状況は次の表のとおりである(【資料2-2-2】)。このうち、エクスターンシップは、学外の実際の法律事務所で実務研修を行うものであり、それ以外の科目は、学内で弁護士・検察官・裁判官の各実務研修を行うものであるが、いずれの科目も、経験豊富な専任及び兼任の実務家教員が担当しており、最高水準のキャリア教育に資するものである。

【資料2-2-2:キャリア教育・インターンシップの実施状況】

	X P I Z Z	ファファの天地が	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
科目名	単位数	担当者	受講者数(H19)
民事・行政裁判演習	3	石井教授	94 (48 × 1ク ラ
		藤田(紀)教授	ス)
		三輪講師	(46×1クラス)
刑事裁判演習	3	菊池教授	94 (48 × 1クラ
		小池講師	ス)
		伊藤講師	(46×1クラス)
		翠川講師	
リーガル・クリニック	2	坂田教授	6
		藤田(紀)教授	
		官澤教授	
ローヤリング	2	佐藤(裕)教授	(Aクラス)10
			(Bクラス)0
エクスターンシップ	2		16
官澤教授・坂田教授クラス(2)		官澤教授	
		坂田教授	
官澤教授・藤田教授クラス(2)		官澤教授	
		藤田(紀)教授	
官澤教授・佐藤(裕)教授クラ		官澤教授	
ス(1)		佐藤(裕)教授	
官澤教授・内田講師クラス(1)		官澤教授	
		内田講師	
官澤教授・佐々木講師クラス		官澤教授	
(1)		佐々木(洋)講師	
官澤教授・河井講師・藤田講		官澤教授	
師 クラス (1)		河井講師	
		藤田(浩)講師	
模擬裁判	2	菊池教授	15
		廣瀬講師	
		翠川講師	
		, 山. 市. 市. 田. 助.	

(出典:専門職大学院係調べ)

また、社会からの要請に対応すべく、前に述べたとおり(観点1-2参照)、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価、学外有識者による外部評価をすでに実施しているほか、本法科大学院の教育を社会に広報すると同時に社会の要望を聴取するため、オープン・キャンパスを仙台と東京で各年1回行い、参加者へのアンケートを実施している。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

伝統的な学問分野・専門科目に細分化せず、民事法・刑事法・公法という大くくりの枠組で法律基本科目を構成しており、また各科目群にわたり研究者教員と実務家教員が協同して科目を担当するなど、理論と実務の架橋を図り優れた法曹を養成する体制を整備している。L2・3年次に、法律基本科目と実務基礎科目を配していることは、"優れた法曹"の養成及び理論と実務の架橋という観点に照らして、的確な教育課程の編成といえる。さらに、展開・先端科目を多数配置していることは、社会の高度化に対応した教育課程の編成といえる(観点2・1)。

他学部出身者、社会人経験者に対して門戸を開き、実際にも積極的に受け入れて、法学未修者(L1年次)を1年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えさせる教育過程編成を行っていること、エクスターンシップ(法律事務所研修)を初めとして充実したキャリア教育・インターンシップ関連授業科目を揃えていることから、学生や社会からの要請にも充分に応える教育課程への配慮がなされている(観点2-2)。

以上のことを総合すると、「2ないし3年間の教育課程において、法学理論と法実務の両面において優れた法曹を養成しうる教育内容を整えるために、全ての法律基本科目と多くの実務基礎科目を必修として『優れた法曹』の養成に適切なカリキュラムを編成」するという教育内容に関する目的に照らして、本法科大学院の教育内容は極めて優れたものといえ、関係者の期待を大きく上回るものと判断される。

分析項目 教育方法

(1)観点ごとの分析

観点3-1 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

1.少人数教育を重視した授業形態・学習指導法

本法科大学院では、講義形態の授業が大半であり、それに加え演習が開講されている。 演習科目に限らず、講義科目においても、少人数教育が実施されており、とりわけ、1 年次配当科目および基幹科目をはじめとする必修科目については、1 クラス 50 名を標準と するクラス授業を行っている(【資料 3 - 1 - 1 】)。

【資料3-1-1:クラス編成】

クラス名	L1	L2-1	L2-2
人数(H18年度)	47	55	56
人数(H19年度)	47	57	64

(出典:専門職大学院係調べ)

教育方法としては、演習科目、クラス授業のみならず、すべての科目において、対話型 双方向の授業形態(ソクラテス・メソッド)がとられている。とりわけ L2 年次の基幹科 目は、法学についての実務的スキルを養成するため、討論に重点をおいた授業となってい る。さらに、教育課程全体を通じて、研究者教員と実務家教員による授業の有機的連携が 図られている。ソクラテス・メソッドについては、前掲【別添資料6】のとおり、シラバ

スの上で授業方法ならびに履修者の評価要素として、明記されている。

2.TA 等の教育補助者の活用

本法科大学院生に対する授業外での学修支援として、研究大学院の後期課程の学生を TA として採用しているほか、研究大学院を修了した助教による学習指導を実施している(【資料3-1-2】)。

【資料3-1-2:TA 等の教育支援者の配置】

= 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
平成19年度	法科大学院 覧	担当TA一	平成19年度助教一覧				
身 分	ТА	担当科目	氏名 専門 採用年月日				
博士後期課程	1	憲法	岡 道広	労働法	平成 16 年 4 月 1 日		
"	2	民法	田中清久	国際法	平成 18 年 4 月 1 日		
"	3	民法	菅原 真 憲法 平成 19 年 4 月 1 日				
			山崎暁彦	民法	平成 19 年 4 月 1 日		
			西岡正樹	刑法	平成 19 年 4 月 1 日		

(出典:庶務係まとめ)

3.授業形態・学習指導法に応じた教室等の活用

授業形態・学習指導にあわせた教室等の活用につき、本法科大学院では、【別添資料 8 】のとおり、大講義室(100 名程度)、中講義室(50 名程度)、演習室(20 名程度)を備え、授業規模に応じて活用している。必修のクラス授業では中講義室を用い、選択科目の講義と演習では人数に応じた講義室を用いているほか、模擬裁判などの実務系の授業科目では模擬法廷を備えた第 4 講義室を活用し、情報系科目のリーガル・リサーチでは無線 LAN を備えた第 3 講義室でノート・パソコンとネットワークを介して授業を行っている。

【別添資料8:施設配置図便覧90-94頁】

(出典:専門職大学院係資料)

4. 開設授業科目別の授業担当者と履修者数

開設授業科目別の授業担当者と履修者数は上記別添資料5のとおりであり(【別添資料5:開設科目別の授業担当者と履修者数(平成19年度)】)、法律基本科目に属する必修科目の第1年次科目及び第2年次の基幹科目については、民法IIIでの兼任教員との共同授業以外はすべて、専任教員により担当されている。

観点3-2 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

1.学生の主体的な学習を促す取組

本法科大学院では、学生の主体的な学習を促し、教員と学生とのコミュニケーションを図るため、オフィス・アワー制度を設けている(【別添資料9】参照)。

【別添資料9:オフィス・アワー制度利用状況(平成19年度)】

(出典:専門職大学院係資料)

また片平キャンパスの中に、24時間利用のできる自習室を設け、全学生に個別の指定席

を割り当てている。自習室ではインターネット環境を整え、無線 LANによるインターネット・アクセスを確保すると共に、次の表のとおり、データ・ベースと教育・教務機能を兼ね備えた"法律学教育研究支援システム(TKC)"を導入している(【資料3-1-3】)。全ての学生に TKC の ID が割り当てられており、上記のオフィス・アワーのために事前に質問を申し込むことができるのをはじめ、TKC 上に授業の予習・復習のための課題や教材が掲載され、また判例等のデータ・ベースに 24 時間アクセスできるなど、効率的な双方向授業の準備、授業外での学生と教員との双方向コミュニケーション、効果的な予習・復習方法の確保といった観点において、学生指導・教育支援の質的向上が図られている。TKC などを介して提示される授業と自習の教材は、各授業の教員において、市販のロースクール教材のほか適切な判例・文献のなかから、十分な予習と授業後の復習のために必要な資料として選択・作成されたものである。

【 資料 3 - 1 - 3: TKC 教育研究支援システム】



(出典:法科大学院ホームページ)

2.単位の実質化への配慮

授業時間外の学習時間の確保

本法科大学院では、単位の実質化を図るために、まず、授業時間外の学習時間の確保に向けて、【資料3-1-4】の表のとおり、定期試験前に試験準備期間を設けており、また、連続講義(夏季・冬季集中講義)については、【資料3-1-5】の表のとおり、講義修了後1週間以上経た時点に試験日を設けている。

【資料3-1-4】

平成19(2007)	年 度 東 北 大 学 法 科 大 学 院 授 業 日 程
授 業 等 の区 分	授 業 等 の日 程
オリエンテーション	4月 4日(水)
東北大学入学式	4月5日(木)

履 修 相 談	4月 5日(木)午後~ 4月 6日(金)
前 期 授 業	4月 9日(月)~ 7月26日(木)
前期補講期間	7月27日(金)~ 7月28日(土)
試 験 準 備 期 間	7月29日(日)~ 7月30日(月)
前期試験期間	7月31日(火)~8月 6日(月)
夏 季 授 業	8月 7日(火)~8月10日(金)
夏季休業	8月11日(土)~ 8月19日(日)
夏 季 授 業	8月20日(月)~9月28日(金)
後 期 授 業	10月 1日(月)~12月21日(金)
後期補講期間	12月25日(火)~12月26日(水)
冬季休業	12月27日(木)~ 1月 6日(日)
後 期 授 業	1月 7日(月)~ 1月28日(月)
試 験 準 備 期 間	1月29日(火)~ 1月30日(水)
後期試験期間	1月31日(木)~ 2月 6日(水)
学 位 記 授 与 式	3月25日(火)

(出典:平成19年度法科大学院学生便覧)

【資料3-1-5】

集中講義の日程(H19)							
授業科目	担当教員	日程	備考	試験方法	試 験 日時		
エクスタ		8/22 (水)	事前指 導				
エクスタ		9/3(月)~9/7(金)	期間				
ププ		9/10(月)~9/14(金)	期間				
		9/28(金)	事後指導				
実務外国 法	中村	9/10(月)~9/14(金)		筆記試験	9/21		
環境法	大塚	8/9(木),10(金),20 (月), 21(火)		レポート試 験	9/20		
金融法	弥永	8/27(月)~8/31(金)		レポート試 験	9/24		
国際民事 訴訟法発 展	芳賀	8/27(月)~8/31(金)		筆記試験	9/7		
実務労働 法	水町	9/20(木),21(金), 25(火)~27(木)		筆記試験	10/5		
少年法・ 刑事政策	廣瀬	9/3(月)~9/7(金)		筆記試験	9/18		

(出典:専門職大学院係資料)

組織的な履修指導

次に、組織的な履修指導として、入学段階から教育課程の履修に専念できるよう総合履修指導(オリエンテーション)を実施している(【別添資料 10】参照)。

【別添資料 10:オリエンテーション・プログラム】

(出典:専門職大学院係資料)

履修科目登録の上限制限

さらに、履修科目の登録制限として、L1年次生は必修30単位のほかリーガル・リサーチ2単位のみの計32単位、L2年次生は必修30単位のほか6単位までの計36単位、L3年次生は必修10単位のほか34単位までの計44単位を、それぞれ上限として設定している(上記【資料2-1-2】参照)。

3.厳格かつ公正な成績評価

このほか、次のような成績評価の基準を設け、合格者の成績(AA、A、B、C)については相対評価、不合格の判定(D)は絶対評価(習熟度評価)を行うことを原則とした上で、当該基準を学生及び全教員に公表し周知している(【資料3-1-6】)ほか、定期試験、中間試験・小テスト、平常点など、成績評価の要素とその考慮割合については、各科目でシラバスに明記することとしている。

【資料3-1-6】

- (1)成績は,中間および期末の試験(レポート試験も含む。),授業への出席状況,授業での発言内容,課題の成績を総合評価して,これを定める。
- (2)筆記試験については,たとえば,以下のような能力等を総合的に評価する。事実認識能力,鋭い問題意識と問題分析解決能力,主要な判例・学説の知識(基礎的・専門的法知識),論理的一貫性(法的分析による推論),批判的検討能力と発想の柔軟性,文章構成能力(法的な議論を説得的に表現する能力)。
- (3)成績は,以下の基準による。AA...90~100点:若干名。A...80~89点:20%を上限とする。B...70~79点:40%を標準とする(±20%)。C...60~69点:40%を標準とする(±20%)。D...59点以下:不合格。ただし,授業科目の特性・内容,受講者数等により,上記の比率と異なる取扱を認めるべき授業科目は,この限りでない。

(出典:東北大学法科大学院規程第8条)

さらに、定期試験の実施が適切になされ成績評価が恣意的なものとならないよう、法律基本科目を中心として、各担当教員の判断にもとづき、定期試験の実施後、試験問題の趣旨及び一般的な採点基準に関する講評、ないし、学生の答案に対する個別講評を行っている。

また、成績評価が D(不合格)であった学生に対しては、不服申し立て制度を設けている。すなわち、D(不合格)判定であった学生は、当該科目が再試験を行わなかった場合、成績評価について不服のある場合には、所定の期限、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、不服申立てを行うことができる。不服申立てがあった場合、成績評価審査委員2名により、担当教員に対する審尋、試験に関する採点基準及び講評などにもとづき、担当教員の裁量権の逸脱・濫用がなかったか判断される。最終的に、成績評価について「合格」を与えるべきであるか否かの結論について、カリキュラム等委員長は、当該学生に対して、審査結果を通知する(【別添資料 11】参照)。

このほか、「不合格」評価を受けた学生は、当該科目が再試験を行わなかった場合、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、成績評価について、担当教員による説明を、請求することができる。

【別添資料 11:「成績評価不服申立て制度」について】

(出典:専門職大学院係資料)

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

必修科目をはじめとする多数の授業科目を、1 クラス 50 名以内で実施することにより、対話型のソクラテス・メソッドによる授業を行っている。また、法律学教育研究支援システム(TKC)を活用するなどして、授業外でも双方向の学習支援を行っている。また、必修科目は、固定クラス、固定席による少人数教育を実現しており、高度な専門職業人である法曹の養成に相応しい密度の高い教育を実施している。さらに指導方法として、教員と学生の質疑応答からなる双方向型授業が講義形式の授業にも導入され、学生の自発的学習が授業の中においても促進されている(観点3-1)。

授業外の学生の主体的学習を促進するためにオフィス・アワー制度、TKC を利用した質問の受付といった複数のチャンネルを用意している。また TKC を利用した予習・復習指示、過去の定期試験問題の提供、法令や判例に関するデータ・ベースの提供、電子教材の提供など、自習のための補助手段を制度的に整備している(観点3-2)。

以上のことを総合すると、「2ないし3年間の教育課程において、法学理論と法実務の両面において優れた法曹を養成しうる教育方法をとるために、積極的に少人数・対話型双方向授業を取り入れる」という教育方法に関する目的に照らして、本法科大学院の教育方法は極めて優れたものであり、関係者の期待を大きく上回るものと判断される。

分析項目 学業の成果

(1)観点ごとの分析

観点4-1 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

1. 単位取得状況

本法科大学院では、年次ごとに身につけるべき学力、資質・能力の程度を明示し、要求される水準に到達した者だけを進級させる制度(進級制)を採用しており、2年次に進級するためには、原則として第1年次科目30単位を修得しなければならず、また、3年次に進級するためには、基幹科目28単位を修得しなければならないこととなっている(東北大学法科大学院規程9条、10条)。

平成 18 年度および 19 年度の単位習得状況は次のとおりである (【資料 4 - 1 - 1】)。

【資料4-1-1】

年度	学年	取得単	取得単位数(上段)/人数(下段)						
H18	L1	32 ~	30 ~	28 ~	26 ~	24 ~	22 ~	20 ~	28.6(単位)
	計 47 人	38 人	3 人	0人	0 人	0 人	1人	5 人	
	L2	36 ~	34 ~	32 ~	30 ~	28 ~	26 ~	24 ~	32.3(単位)
	計 109	64 人	19 人	6人	2 人	8人	1人	9人	
	人								
	L3	44 ~	42 ~	40 ~	38 ~	36 ~	34 ~	32 ~	32.6(単位)
	計 81 人	0人	1人	3 人	3 人	16 人	26 人	32 人	

H19	L1	32 ~	30 ~	28 ~	26 ~	24 ~	22 ~	20 ~	29.7(単位)
	計 46 人	33 人	5 人	2 人	2 人	1人	0人	3 人	
	L2	36 ~	34 ~	32 ~	30 ~	28 ~	26 ~	24 ~	33.7(単位)
	計 121	97 人	5 人	1人	3 人	4 人	2 人	9人	
	人								
	L3	44 ~	42 ~	40 ~	38 ~	36 ~	34 ~	32 ~	31.8(単位)
	計 95 人	0人	1人	6 人	6人	12 人	23 人	47 人	

(出典:専門職大学院係調べ)

2. 進級状況、修了・学位取得状況

平成 18 年度及び 19 年度の進級状況・修了・学位取得状況は次のとおりである。なお、L3 年次修了は、法科大学院修了・法務博士学位の取得を意味する(【資料 4 - 1 - 2】)。

【資料4-1-2】

年度	学年	在籍者数	進級者・修了者数	原級留置者数
H18	L1	47	44	3
	L2	109	93	16
	L3	81	79(法務博士学位取得)	2
H19	L1	46	40	6
	L2	121	113	8
	L3	95	92(法務博士学位取得)	3

(出典:専門職大学院係資料)

法科大学院は、進級制を採用する結果、高度な専門職業たる法曹に必要な能力と資質を各年次で修得できなかった学生は、原級留置(留年)となる。原級留置者については、以下のように対応している。第1年次の原級留置者については、単位未修得の必修授業科目を再履修させ、かつ、すでに履修済みの授業科目への出席も認めている。第2年次の原級留置者については、単位未修得の必修授業科目を再履修させ、かつ、2年次・3年次配当科目の履修を認めている。

3. 資格取得状況

資格取得者数としては、本法科大学院が専門職大学院として法曹養成に特化していることから、司法試験合格者数のみが問題となる。実績は【資料4-1-3】のとおりである。

【資料4-1-3】

修 了年度	修了者数	受 験 年度	司法試験志願 者数	司法試験受験 者数	短答式合格者 数	最終合格者数
H17	45	H18	43	42	33	20
H18	79	H19	102	96	81	47
H19	93	H20	93(予定)			

(註:平成 19 年度の志願者数が平成 18 年度修了者数を上回るのは、過年度修了者を含むためである。)(出典:法務省ホームページ「新司法試験」 2008.4.29 時点 より作成)

観点4-2 学業の成果に関する学生の評価

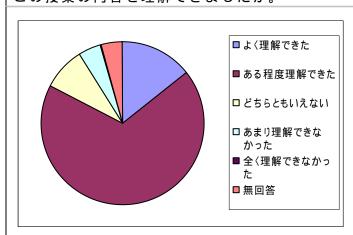
(観点に係る状況)

授業評価アンケートの結果

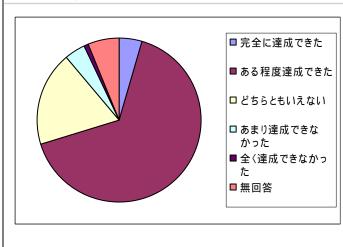
平成 18、19 各年度に実施した授業評価アンケートの結果としては、次の表(【資料 4 - 2 - 1:授業評価アンケート集計結果】)に見られるように、アンケートの各項目に関して、肯定的な回答が多い。平成 19 年度の結果では、学生の学業の到達度を示す項目として、「この授業の内容を理解できましたか」につき、20%が「よく理解できた」、62%が「ある程度理解できた」と解答している。学生の満足度を示す項目として、「講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。」につき、8%が「完全に達成できた」、64%が「ある程度達成できた」と解答している。このように、到達度、満足度とも、肯定的回答が70%を超えている。

【資料4-2-1:授業評価アンケート集計結果】

平成18(2006)年度 前後期 授業評価アンケート集計結果 この授業の内容を理解できましたか。

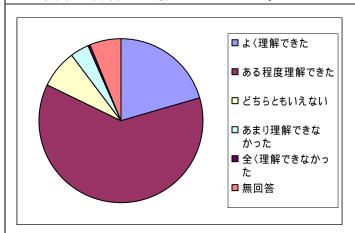


講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。

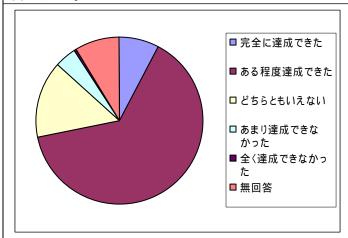


平成19(2007)年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか。



講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。



(出典:専門職大学院係資料)

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

従来の高等教育にみられない厳格な進級制を採ると同時に、成績評価基準の客観化と公表、定期試験の一般・個別講評の実施、成績評価不服申立て制度の整備により、恣意的な成績評価による進級制の空洞化を阻止し、個々の科目の成績評価を実効的なものとすることにより、高度な専門職業人たる法曹に必要とされる能力と資質の確保を図っている(観点4-1)。また、学生の学業到達度・満足度も高い(観点4-2)。いずれも、「『優れた法曹』の養成」という観点に照らした場合、在学中・修了の時点において、教育の成果・効果が充分にあがっていることを示している。

以上のことを総合すると、「厳格な成績評価に基づく進級制を採用することにより、十分な資質を備えた法曹のみを輩出する」という成果面での教育目的に照らして、本法科大学院における学業の成果は極めて優れたものといえ、関係者の期待を大きく上回っていると判断される。

分析項目 進路・就職の状況

(1)観点ごとの分析

観点5-1 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

進路状況

本法科大学院は平成18年3月に第1期修了生を輩出したにとどまり、進路状況を分析する十分なデータが蓄積されていない。

上記【資料4-1-3】の表のとおり、本法科大学院第1期修了生 43 名のうち、平成 18 年度新司法試験に最終合格した者 20 名、第2期修了生 79 名のうち、平成 19 年度新司法試験で最終合格した者は過年度修了生を含めて 47 名であった。

新司法試験は、法科大学院修了後5年以内に3回受験することが可能であることから (司法試験法第4条第1項)、合格しなかった者は、平成20年度以降に再度出願するもの と考えられる。

観点5-2 関係者からの評価

(観点に係る状況)

関係者からの評価

本法科大学院は、想定する関係者として、法曹三者を中心に考えており、【別添資料4】のとおり、平成19年度に、元最高裁判事、仙台弁護士会長、仙台地検検事正らを委員として、法学研究科独自の外部評価を実施した。本法科大学院に対する評価としては、平成19年司法試験の合格者数47名および合格率48.96%(全国平均40.18%)について、「かなりの善戦といえるのではないか」との評価を得ている(法学研究科 HP「評価結果」、総合法制専攻、p. 2: URL:http://www.law.tohoku.ac.jp/news/20080125/gaibu-hyouka.pdf)。ちなみに、司法試験の合格率の順位についてみれば、平成19年試験につき、全国67の法科大学院の中で、本法科大学院は第12位の位置を占めている。

本法科大学院は、平成 19 年度末の段階では、第 2 期修了生までを輩出したに止まり、彼らの法曹界その他社会における活躍についての評価を行うに適した時期にあるとはいえない。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

司法試験合格率については、全国平均値を上回る水準にあり(観点5-1)、法曹関係者による外部評価で肯定的評価を得ている。今後、より多くの司法試験合格者を輩出するよう、努めてゆく必要がある。また、修了生、就職先関係者からのアンケート調査など、追跡調査を実施する予定である(観点5-2)。

以上のことを総合すると、「『優れた法曹』を養成する」という基本的な教育目的に照らして、本法科大学院の進路・就職の状況は極めて優れたものといえ、関係者の期待を大きく上回っていると判断される。

東北大学法科大学院(総合法制専攻)

質の向上度の判断

法人化以前の法学部・法学研究科において行われていた専門職業人養成の教育水準と比較した時に、法人化と同時に設立された本法科大学院で行われている教育の水準は、多くの点において質の向上を示しているということができるが、とりわけ本法科大学院の教育目的に照らして、教育水準の向上があったと判断される取組を以下に列挙する。

事例 1 「実務家教員の配置」(分析項目 I)

教員構成において、女性比率、研究・教育・実務歴に配慮した上で、「経験豊富な実務家教員を多数配置する」という教育実施体制に関する目的を達成しており、従来の研究者教員も実務家教員との協同により教育を実施している(【資料1-1-3】参照)。

事例2「法学理論と法実務の架橋」(分析項目 II)

伝統的な学問分野・専門科目に細分化せず、民事法・刑事法・公法という大くくりの枠組で法律基本科目を構成しており、また各科目群にわたり研究者教員と実務家教員が共同で科目を担当するなど、「理論と実務の架橋を計り優れた法曹を養成する」という教育内容に関する目的を達成している(【資料 2 - 1 - 2 】参照)。

事例 3 「少人数・対話型双方向授業の実践」(分析項目 III)

1クラス 50 名程度のクラス授業により必修科目を実施し、対話型のソクラテス・メソッドによる授業を行っているほか、法律学教育研究支援システム(TKC)を活用するなどして、授業外でも双方向の学習支援を行っているなど、「少人数・対話型双方向授業を取り入れる」という教育方法に関する目的を実現している(【資料 3 - 1 - 3】【別添資料 6】参照)。

従来の高等教育にみられない「厳格な進級制を採ることにより、高度な専門職業人たる法曹に必要とされる能力と資質の確保」という成果面での教育目的を達成している(【資料4-1-2】参照)。また、成績評価基準の客観化と公表、定期試験の一般・個別講評の実施、成績評価不服申立て制度の設置により、恣意的な成績評価による進級制の空洞化を阻止し、個々の科目の成績評価を実効的なものとする体制を整えている(【資料3-1-4】【別添資料11】参照)。